

第 47 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑩

連載 著作権と情報システム

第 47 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑩

司法書士／駒澤大学 田沼 浩著作権と情報システム

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて②

ラボノートは発明を自ら証明するための記録であることから、単なる記録では特許のための重要な証拠にはならない。アメリカ連邦証拠規則からも証人による記録の補強によって証拠として意味を持つようになることから、ラボノートも適切に証人による署名が必要になる。ラボノートに署名する証人は他人でなければならない。他人というのは、出願する特許権に利害が関係しない者でなければならない。特許出願によって利益を得る者、たとえば特許出願における共同出願者は、当然証人にはなれない。共同研究者も証人にはなれないと考えるべきである。また、証人はラボノートに記載された内容について、理解できなければならない。ラボノートへの理解を形式的な理解と実質的な理解に分けるとするならば、証人は形式的な理解をしていなければならない。一方、実質的な理解については特許に関する趣旨を理解できない者は証人にはなれない。

証人は、基本的に記載された日毎にラボノートに署名することが望ましい。業務が終了した毎にまとめて、証人が署名する方法もある。その場合でも、証人はすべてをまとめて署名するのではなく、一定の期間毎に、署名することが望ましい。

引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウアイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年